

■玉掛け技能講習

玉掛けとはワイヤーロープ等の玉掛け用具を用いて、荷を吊るために行う荷掛けおよび荷外しの作業で、つり上げ荷重が1 t以上の揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け作業は玉掛け技能講習修了者でなければ従事してはならないと定められています。

尚、玉掛け作業は、つり荷の質量ではなく、使用する揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリックのつり上げ荷重によって就くことのできる資格が定められている点に注意が必要です。(1t 以上は玉掛け技能講習修了者、1t 未満は玉掛けの業務に係る特別教育修了者)

※労働安全衛生法第 61 条、同施行令第 20 条 16 号、別表第 18 第 36 号

